

要 望 書

平成20年6月

八都県市首脳会議

首都圏における新型インフルエンザ対策の充実強化等について

新型インフルエンザは、本来ヒトへの感染が見られなかった鳥インフルエンザウイルス等が、突然変異によりヒトからヒトへ強い感染力を獲得するようになるもので、ほとんどの人が免疫を持たないため、世界的な大規模流行を起こし、多大な健康被害と社会経済活動に大きな影響を及ぼすとされています。

とりわけ首都圏は、複数の国際空港や国際港湾を擁し、ウイルス流入の危険性が極めて高く、ひとたび侵入を許すと、人口集中や発達した交通網とあいまって、急速にウイルスによる感染が拡大し、多くの感染者と死亡者が発生するおそれがあり、首都機能や経済機能に重大な影響が出ることを予想されます。

このような状況の中、国におかれましては、平成17年に新型インフルエンザが発生した場合の迅速・的確な対策を講じるため、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定するなどの所要の整備を実施されており、都県市などの地方自治体においても、「行動計画」の策定を始めとした個別の自治体としての体制整備に加え、八都県市では首都圏の特殊性を踏まえた連携体制の充実を図りながら、積極的に対策の推進を行っております。

しかしながら、新型インフルエンザに係る地方自治体が実施する対策は、国が示される行動指針によることが多いにもかかわらず、多くの部分で基準の未整備の部分等が見受けられるなど、その対応に苦慮しております。

国におかれましては、新型インフルエンザ対策を国家的な危機管理の問題として、強いリーダーシップを持って、さらなる具体的な計画の策定など、さまざまな対応を図られるよう、下記の事項について、特段の措置を講じられるよう要望いたします。

記

- 1 自治体において新型インフルエンザ対策の推進に向け、抗インフルエンザウイルス薬の投与、ワクチン接種、その他医療的措置等に関する検討を行うにあたり、その基となる具体的な各種基準、指針、治療法等について早急に提示すること。
- 2 入院病床の確保や発熱外来の設置等新型インフルエンザ発生時における医療体制の確保等について、各自治体において関係団体、関係機関等と調整等を行うにあたり、より速やかな協力が得られるよう、国が責任をもって日本医師会等の関係団体、関係機関等へ協力を依頼すること。

- 3 入院勧告・措置に伴う新型インフルエンザ患者の移送については、法令上
都道府県及び保健所設置市区において行うこととされているが、大量の患者
発生時には対応が困難となるため、入院勧告・措置解除後の対応も含め、国
においても迅速・的確な移送・搬送体制の確保について対策を講じること。
- 4 自治体における新型インフルエンザ対策を充実・強化するため、ワクチン
接種及び感染防護服等の医療資機材の備蓄等について財源措置を講じること。
- 5 国民への社会活動の制限の勧告、勧奨については「強制力」を伴わず、自
治体による具体的行動を可能とする法的担保が何らなされていないことから、
大規模流行のおそれがある時は、感染拡大防止のため、国が主体となって大
規模集会や興行施設等不特定多数の者が集まる活動の自粛や、公共交通機関
の運行縮小等の対策を講じるとともに、国民生活の基盤となる社会機能の維
持に係る事業全般について、最低限の活動を維持し、国民生活を確保する対
策を講じること。
- 6 ワクチン接種の優先順位や発生時の医療体制、社会活動制限等新型インフ
ルエンザ対策について国において国民に十分な説明を行うとともに、国民が
冷静に行動するよう普及啓発すること。

平成20年6月

八都県市首脳会議

| | | |
|----|--------|---------|
| 座長 | 横浜市長 | 中 田 宏 |
| | 埼玉県知事 | 上 田 清 司 |
| | 千葉県知事 | 堂 本 暁 子 |
| | 東京都知事 | 石 原 慎太郎 |
| | 神奈川県知事 | 松 沢 成 文 |
| | 川崎市長 | 阿 部 孝 夫 |
| | 千葉市長 | 鶴 岡 啓 一 |
| | さいたま市長 | 相 川 宗 一 |